

岐阜県公報

第二千七百三十九号
平成二十八年四月十二日

(火曜日)

目次

告示

解除予定保安林とする旨の通知

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(治山課)二四七

(環境生活政策課)二四七

告示

岐阜県告示第二百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

海津市南濃町安江字鎌知土三三三四の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 解除予定保安林の所在場所 海津市南濃町安江字鎌知土三三二四の三（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>岐阜県告示第二百八十四号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。</p> <p>平成二十八年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>平成二十八年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 解除予定保安林の所在場所 加茂郡坂祝町黒岩字東ヶ洞一三五〇（次の図に示す部分に限る。）、酒倉字郷部山一五三〇の三（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び坂祝町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>一 解除予定保安林の所在場所 海津市南濃町安江字鎌知土三三二四の三（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>岐阜県告示第二百八十五号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。</p> <p>平成二十八年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>特定非営利活動法人の設立認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十八年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人教育・地域交流機構</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 勇樹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市上保三五八番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、経済的理由により学習の機会が制限されている子どもたちに対して、そらばん塾を開講する等地域に根ざした学校外の学習支援事業を行うとともに、地域の人々に対し学習支援事業の普及啓発を行い、学習の</p>
	<p>公 示</p>

機会に恵まれない子どもたちが健やかに暮らせる地域づくりを目的とする。

平成二十八年四月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社